

女子差別撤廃条約実施状況報告  
(仮 訳)

1987年5月

外 務 省

## 第1部(総論)

(1) 我が国は、1985年6月25日に来日中のペレス・デ・クエヤル国際連合事務総長に対し安倍晋太郎外務大臣(当時)より「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准書を寄託し、本条約は、本条約の規定に基づきその30日後の7月25日に我が国について効力を生じた。

本条約は、その第18条において締約国に対し本条約の実施のためにとった諸措置等についての報告を国際連合事務総長に提出することを求めており、本報告は我が国が提出する最初の報告である。

(2) 我が国は、國のあり方の大原則を定めた日本国憲法において両性の本質的平等を掲げており、男女平等の実現に從来から取り組んできているところである。

男女平等原則は、更に、民法、教育基本法等にも明文規定として置かれている他、男女双方を等しく対象とする普通選挙制度を始めとした日本国の国内法の基本的原則の一つとなっている。

国際条約についても、我が国は、男女平等に関する「婦人の参政権に関する条約」を1955年、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政

治的権利に関する国際規約」を1979年に批准している。

(3) 1975年の「国際婦人年」及びこれに続く「国連婦人の十年」は、他の多くの諸国同様我が国においても従来の施策に加えて男女平等を実現するための大きな推進力となり、我が国は、1977年には、爾後10年間の我が国の婦人問題の課題と施策の方向を明らかにする「国内行動計画」を策定、更に1981年には、「国連婦人の十年」の前半期における成果と残された課題を踏まえ、「婦人に関する施策の推進のための『国内行動計画』後半期重点目標」を策定し、これらに沿って積極的に婦人施策を推進してきた。

(4) 我が国は、世界的な男女平等に向けての潮流の中で男女平等実現のための有効な手段としての期待を抱いて誕生した本条約が今日の国際社会で広く受け入れられている男女平等原則を具体化する基本的かつ包括的な重要な文書であることを認識し、かつ、本条約が果たし得る重要な役割に鑑みてこれを重視し、早期に本条約に署名を行い、以来「国連婦人の十年」後半期の重点課題とし、その批准のための条件整備に積極的に取り組んできた。

我が国においては、多くの分野で男女平等施策の枠組みは整っていたものの、本条約批准に際し、主として次の3つの分野が検討事項となり、それぞれ次のような解決をみ

た。

(イ) 国籍：旧国籍法では、出生による国籍の取得につき父系血統主義を採用しており、また、日本人と婚姻した外国人配偶者の帰化要件に男女差があつたが、1984年に国籍法が改正され、現行国籍法においては、出生による国籍の取得につき父母両系血統主義が採用され、また帰化要件も男女同一となつてゐる。

(ロ) 教育：教育課程の基準を定めた現行の学習指導要領（文部大臣の告示）においては、家庭科教育に関し男女異なる取扱いがなされているが、1984年12月文部省に設置され本件を審議した「家庭科教育に関する検討会議」の結論として、これらを男女同一の取扱いに改めていくとの方針が出され、その結果、近い将来所要の手続きを経て条約が求める男女同一の教育課程が実現することが予定されている。

(ハ) 雇用：賃金については、1947年に制定された労働基準法において男女差別が禁止されているが、雇用における男女の機会の均等につき全般的に規定した法律はなかつたところ、1985年5月、男女雇用機会均等法が成立、1986年4月1日より施行された。また、これと同時に、男女の均等な機会及び待遇を確保する見地から、労働基

準法、船員法等に規定されている女子保護規定を一部改正した。

(5) 我が国は、本条約の締約国として今後とも本条約の要請を一層満たすべく必要に応じ国内法等を見直していくことになる。

他方、女子に対する差別の撤廃を真に意味あらしめるためには、制度上の整備に加え、男女の定型化された役割に基づく偏見や慣習、慣行の撤廃等が重要であるところ、この点は本条約第5条に明確に規定されているところである。

しかし、これは人々の意識にかかわる問題でもあり、制度面の整備という問題以上に長期的視点に立つて種々努力を積み重ねていく必要がある。即ち、我が国では、従来より婦人週間等の各種啓蒙活動が行われており、特に「国連婦人の十年」の間には伝統的な男女の役割分担意識につきかなりの改善をみたが、なお不十分な面もあるため、今後とも、男女平等の達成に向けて各種啓蒙、啓発活動等種々の施策を講じていくことが求められている。

ところで、制度上の整備を通じ、男女の役割分担意識の問題についての論議・認識が深められる一面が存在することも事実である。特に、本条約批准に際し大きな課題であ

つた男女雇用機会均等法の制定については、企業の雇用管理を始め、社会的に大きな影響力を有しているということもあり、制定準備段階から種々のレベルで論議が展開され、これを通じ男女の役割分担という問題を含め、本条約の基本的考え方についての理解が進んだ。

また、本条約批准後、我が国では本条約の解説資料を作成、全国に配布し、より一層本条約の内容の周知に努めているところである。

(6) 女子自身の能力開発の促進は男女に対して平等に開かれた機会を真に現実のものとするのに重要であるため、各種啓蒙、啓発活動に加え、国立婦人教育会館における各種事業や市町村における婦人学級、家庭教育学級等で行う社会教育<sup>1)</sup>及び公共職業訓練の充実等の施策が講じられている。

(7) 我が国における婦人問題を扱う行政機関としては、従来から労働省婦人局及び婦人少年室が婦人の地位向上その

---

1) 日本語における「社会教育」とは、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成年に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

他婦人問題の調査及び連絡調整を行つてきている。また、「国際婦人年」を機に、国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取入れその他婦人施策についての連絡及び総合的対策推進のため、内閣総理大臣を長とし、関係省庁の事務次官を構成員とする婦人問題企画推進本部が総理府に設置され、婦人施策の一層の充実に努めてきたところ、同本部については、1986年1月、構成員を全省庁の事務次官等に拡大する等の改正が行われた。なお、本部に関する事務を行う等のため総理府に婦人問題担当室が置かれている。

さらに、同本部とあわせて、婦人に関する施策の企画・推進に資するため、内閣総理大臣の依頼する有識者からなる婦人問題企画推進会議が設置されていたところ、これも1986年1月改組され、「婦人問題企画推進有識者会議」が設置された。

これら中央での動きに呼応して、「国際婦人年」以降、地方公共団体においても全都道府県及び指定都市<sup>2)</sup>に

---

2) 指定都市：人口50万人以上で、社会福祉、都市計画に関する事務等、都道府県が行うこととされている事務の一部を行うことができる都市。

婦人に関する施策の連絡調整を担当する課が設置され、それぞれ行動計画の策定を始めとし、婦人関係行政の推進を図っている。

また、雇用の分野においては、従来から労働省婦人局及び婦人少年室が男女平等確保のため、労使を始め社会一般に対し必要な啓蒙、啓発、相談指導等を実施してきたところであるが、今年施行された男女雇用機会均等法においては、同法の遵守のため、婦人少年室長に対し、事業主への助言、指導又は勧告を行う権限が与えられている。

さらに、雇用の分野における性差別の紛争解決のため、上記婦人少年室長の行う援助に加え、機会均等調停委員会が設置された。(なお、以上の他、賃金に関する紛争については従来から労働基準監督署等がこれにあたっている。)

なお、個別の紛争が、これらの機関により解決をみない場合は、他の問題同様、裁判所を通じての解決を図ることが可能である。

(8) 我が国では、条約規定が内容的にそのまま実施可能でない(non-self-executing)場合には、具体的な立法、行政措置等を通じて条約を国内的に実施している。本条約批准に際しても、上述のように国内法制等諸条件の整備に努めたものである。

## 第2部(各論)

### 第2条

本条約第2条は、本条約の目的を達成するための主要な政策手段を一般的に列挙したものである。

#### 第2条(a)～(c)

前述のように我が国においては日本国憲法で法の下の平等が規定されている。すなわち、憲法第14条において「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」旨規定されている。

国の最高法規は本条約が要請する男女平等原則を明確に定めており、日本の国内法はこの原則の下に置かれている。

上述のように平等についての規定が置かれている法律はいくつもあるが、雇用分野においてはまず、男女同一賃金に関し、労働基準法第4条に「使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしてはならない。」旨規定されており、船員について適用される船員法第6条も、この規定を取り入れている。同法の遵守については、全国47都道府県の労働基

準局と労働基準監督署(346)及び支署(2)をあわせて3,194名の労働基準監督官が置かれ、かつ、全国の運輸局、海運支局等のうち73カ所に138名の船員労務官が配置されており、同一労働をしたにもかかわらず同一報酬を支払われなかつた労働者はここに申し立てることができる。

1986年4月1日に施行された男女雇用機会均等法は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのつとり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進すること等を目的としており、募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年退職及び解雇につき男女の均等な取扱いを定めている。

全国各都道府県にある婦人少年室は、この法律に関する紛争につき必要な助言、指導又は勧告を行うことができる他、新たに調停を行う機関として機会均等調停委員会が各都道府県婦人少年室に置かれた。船員については、婦人少年室長又は機会均等調停委員会の任務をそれぞれ地方運輸局長等又は船員地方労働委員会が行うこととされた。

公務員については、国家公務員法及び地方公務員法において平等取扱いの原則が規定されているとともに、また、紛争が生じたときには人事院、人事委員会及び公平

委員会等がこれにあたることとされている。

さらに、裁判を受ける権利は、日本国憲法第32条において「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と規定され、男女を問わず認められており、民事訴訟法、刑事訴訟法等も男女に等しく適用されている。

## 第2条(d)

前述のように憲法第14条において男女平等原則が定められているところ、同じく憲法第99条において、国会議員、公務員等は憲法を尊重し擁護する義務を負う旨規定されている。

また、1977年6月、婦人問題企画推進本部は、「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」を策定し、「国連婦人の十年」に合わせて公社・公団、地方公共団体、教育・研究機関、政党、労働組合、使用者団体、婦人団体等各種団体に協力を求めつつ以下の項目に沿った活動を推進した。

### (1) 行政への婦人の参画の拡大

国の行政への婦人の参画を拡大するため、政府部内で次の事項を推進する。

#### (イ) 審議会等委員への婦人の登用

国の審議会等委員に婦人を積極的に登用し、まず

政府全体として10%程度への引上げをめざすこと、

他

(口) 各種委員等への婦人の登用

各種委員等への婦人の積極的登用及び婦人の公的活動への援助

(イ) 女子の公務員の採用、登用及び能力開発

(i) 女子の公務員の採用、登用及び職域の拡大並びに研修・訓練の機会の積極的活用による能力の開発

(ii) 試験区分中女子の受験を制限している職種の見直し

(二) 各種懇談会、公聴会等への婦人の参加の促進

(ホ) 国際会議等への婦人の適任者の積極的派遣

(2) 公的機関への協力要請

地方公共団体その他の公的機関に対して次の事項に関する協力を要請する。

(イ) 審議会、委員会等の委員等への婦人の積極的登用

(ロ) 女子の公務員、職員の採用、登用、職域の拡大、積極的能力開発

(リ) 地域の諸計画への婦人の参加の促進

(3) 社会的気運の醸成

政策・方針等の決定への婦人の参加を助長する社会的気運をつくり、その基盤となる婦人の資質向上と諸活動の活発化を促す。

(4) 調査研究の実施

上記特別活動の実施の結果、政府の審議会委員のうち婦人委員の割合は、1975年の2.4%から、1986年には目標の10%には達してはいないものの5.8%に高まった。

また、国家公務員(一般職)のうち女子の受験を制限していた職種は、1975年には12職種あつたが、次々と門戸が開放され、現在では1職種を残すだけとなり、また、国家公務員の管理職の女子の数も増加した。

第2条(e)

上述のように企業の行う差別行為に対しては男女雇用機会均等法が存在している他、私人間で行われる一定の差別行為については民法第90条に違反する場合無効とされる。

民法第90条の規定は以下のとおり。

「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス」

## 第2条(f)

我が国には、憲法第14条があり、男女平等は国内法の基本となつておりますが、男女差別を目的とした法は存在しないが、当初女子を保護する等の目的で男女の取扱いにつき差を設けた法律のうちには、女子を差別する効果を有するに至つているものがあるのも事実である。そこで、本条約を批准するにあたり、我が国は、国籍法の改正、女子保護規定の見直し等を行つた。

また、女子に対して差別となる慣行については、各種啓蒙啓発活動を通じその解消に努めている。

## 第2条(g)

我が国の刑法には男女に関する差別的規定は存在していない。

## 第3条

我が国では、女子の完全な能力開発及び向上を確保するための措置として、生涯教育に関する各種事業及び能力開発促進のための事業並びに各種広報活動が行われている。

### (1) 生涯教育の充実

#### (イ) 婦人教育<sup>3)</sup>施設

我が国においては、1977年7月、婦人教育の振興を

---

3) 婦人教育：社会教育の枠内で行われている婦人のための教育活動。

図るため、婦人教育指導者その他の婦人教育関係者に対する実践的な研修及び婦人教育に関する専門的な調査研究を行うことを目的として、国立婦人教育会館が設置された。同会館は、唯一の国立の婦人教育施設として、特に国際交流、情報提供事業の実施等により、公私立婦人教育会館の機能を全国的に補完するものである。1977年10月の事業開始以来、1986年3月までの会館利用者は、約13,000団体、延べ利用者87万4,000人に達した。

この他、1986年4月現在108館(公立56館、私立52館)の公私立婦人会館があり、婦人教育に関する各種の研究集会、講座等の開催、相談事業の実施等の他、婦人団体の交流の場、活動の拠点としての役割を果たしている。国は、1978年度<sup>4)</sup>より公立婦人教育会館の整備に対して補助を行っている。

#### (ロ) 婦入学級

婦人がもつ生活上その他の課題についての学習を一定期間にわたって計画的、継続的かつ集団的に行う市町村レベルの事業であり、1985年度は、全国で約3

---

4) 日本の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

万2千学級が開設され、約142万人がこれに参加した。国は、この事業に対し補助を行つており、1985年度より「婦人問題学習講座」(男女の固定的役割分担意識の払拭を期して婦人問題を学習する婦人学級)の開設を、1986年度より「婦人の職業生活準備セミナー」(再就職を目指す主として子育て期以降の婦人を対象とし、職業生活と家庭生活の両立を図り職業人として必要な基礎的知識・能力を身につける学級)の開設を奨励している。

#### (iv) 婦人教育指導者研修

婦人教育の進展のためには、指導者の確保、資質の向上が不可欠であるため、婦人教育指導者の研修が行われている。この事業には、民間の婦人有志指導者を対象として、婦人教育活動の企画実施に必要な知識・技術の研修と、婦人を県外に派遣して婦人教育に関する経験交流や実地視察を行う研修とがあり、国は、都道府県・指定都市の行うこの事業に対し助成を行つている。

#### (ii) 団体に対する補助

婦人団体は、おのおのその結成目的に沿つた諸活動を展開しているところであるが、国は、全国規模の婦

人団体の行う社会公共的意義のある事業に対し、団体の自主性を尊重しつつその事業費の一部を補助している。

(4) 放送大学

放送大学は、生涯教育の時代に対応し、テレビ・ラジオを中心とする多様なメディアを効果的に利用して、広く家庭婦人や社会人等に大学教育を提供するとともに、今後の高等学校卒業者に対し、柔軟かつ流動的な大学進学の機会を保障するほか、現存の大学との単位互換の推進、教員交流の促進、放送機械活用の普及等により我が国の大学教育の改善に資することを目的として設立された。同大学は、1985年4月に初年度の学生17,038人を受け入れたが、そのうち女子は8,663人(50.8%)であった。

(5) 公開講座

大学における教育研究の成果を広く社会人や家庭婦人に開放することは極めて意義の深いことであり、このため、公開講座の拡充が図られている。

(2) 職業能力開発の促進

(1) 公共職業訓練施設における女子の職業訓練の充実

国及び都道府県が設置している公共職業訓練施設

において、訓練科目や施設面の整備により女子の訓練受講を促進するとともに、事務・サービス関連職種の訓練など女子の受講者の多い訓練について技術革新の進展等に応じた訓練内容の充実を図っている。

また、婦人就業援助施設において、1979年度から、就業を希望する婦人に対し、就業に関する広範な相談及び指導を行うとともに、就業に必要な技術講習等を実施している。特に、母子家庭の母等が受講する場合には、受講旅費が支給される。さらに、女子労働者のための総合福祉施設として、働く婦人の家が1985年度末で197カ所設置されており、子育て後の女子の再就職のため、相談、指導講習、講座等の能力開発事業を行っている。

#### (口) 企業における女子の職業能力開発の促進

企業において各種の教育訓練の実施等により女子の職業能力開発が継続的に行われるよう事業主等に対して啓蒙指導を行うとともに、教育訓練費用に対する助成、職業能力開発に関する情報提供・助言体制の整備等の措置を講じ、企業における職業能力開発の充実を図っている。

#### 第4条1項

本項との関連で我が国においてとられている措置としては、女子に対して特別に行われる職業指導、女子の職業機会の整備があげられる。男女雇用機会均等法第22条及び第23条に基づき、職業安定機関は、女子労働者に対して、その適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業の選択及び職業への適応の促進のために、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づく適切な職業指導を行つており、国、都道府県及び雇用促進事業団は、女子労働者の職業能力の向上及びその均等な機会の確保のために、女子労働者その他関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓蒙宣伝を行うとともに、職業訓練施設の整備等に努めている。

また、夫の不慮の事故等により未成年の子等を抱えた母子家庭の母等や寡婦(子の成人等により母子家庭の母等に該当しなくなつたものを言う)で一家の生計の担い手として就業を必要とする者の中には、職業経験も乏しく、技能、技術をもたない者が多いことから、特別に次のような措置を講じている。

##### (1) 就業に関する相談機能の強化

母子家庭の母等及び寡婦に対する職業相談、指導体制を充実させるため、公共職業安定所に寡婦等職業相談員

を配置している。

また、婦人就業援助施設において実施する技術講習を受講する母子家庭の母等及び寡婦に対し、受講旅費を支給する。

(2) 職業訓練制度の充実<sup>5)</sup>

公共職業安定所の指示により、公共職業訓練及び職場適応訓練を受講する母子家庭の母等に対し、訓練手当を支給する。

(3) 就職援護措置の拡充<sup>5)</sup>

母子家庭の母等を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給する(月額雇用者1人につき賃金の4分の1、ただし中小企業は3分の1、支給期間1年)。また、母子家庭の母等に対し、委託を受けて職場適応訓練を実施する事業主に対して、職場適応訓練費を支給する。

(4) 広報・啓発の実施

母子家庭の母等及び寡婦の就業援助に関する諸制度の周知並びにその就業についての事業主及び社会一般の理解と協力を得るために、啓発活動を実施している。

---

5) (2)、(3)は、雇用対策法、雇用保険法に基づく。

さらに、現実には多くの女子が出産、育児のため一時的に家庭に入ったあと再び労働市場に戻つてくる状況に鑑み、男女雇用機会均等法において、子育て後の再就職の援助、女子再雇用制度が規定されている。

#### 第4条2項

母性の重要性については、本条約上、前文、第5条等に規定され、また第11条及び第12条にも別途とるべき措置が定められているところ、本項において、母性保護のための特別措置をとることは本条約上の差別に該当しない旨改めて明記されている。我が国においては、従来から、母性保護の重要性に鑑み、関連施策の充実に努めてきており、産前産後の休業、妊娠婦の危険有害業務の就業制限、妊娠婦の軽易業務への転換の規定が労働基準法、船員法、人事院規則等に規定されている。さらに、今回の本条約批准にあわせて改正された労働基準法においては、この重要な母性保護措置を更に充実するという観点から、産前産後休業の期間の延長が図られ、また、妊娠婦の時間外、休日労働及び深夜業についても、本人の請求により禁止する規定が加えられた。船員法においても、海上労働の特殊性を配慮しつつ、産前産後の休業期間を延長し原則として就労を禁止する等、母性保護の充実を図る改正を行つた。

上記の他、男女雇用機会均等法第3章において、女子労働者が妊娠中、出産後の期間を通じてその健康を保持できるよう、母子保健法に基づく保健指導等を受けるために必要な時間の確保や指導事項を守るための勤務時間の変更、勤務の軽減等が事業主の配慮すべき事項として定められている。この規定に基づき、具体的な、妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置についての指導基準が定められている。

また、事業場内で自主的に母性健康管理を進めるために、女子労働者を常時50人程度以上雇用する事業場に対し母性健康管理推進者を選任するよう勧奨が行われている他、1974年度から母性健康管理指導医が都道府県婦人少年室に配置され、母性健康管理に関する相談、指導体制の充実が図られている。

#### 第5条(a)

我が国においては、両性の本質的平等を基本的理念の一つとする憲法の下に、かかる理念を普及させ、男女の定型化された役割に基づく偏見等の意識の変革を図るため、従来から、婦人週間、男女雇用機会均等月間、人権週間その他の各種の政府広報等を通じた啓発を行っている。

### (1) 婦人週間による広報

労働省では、日本の婦人が初めて参政権を行使した1946年4月10日の衆議院議員選挙の日を記念して、1949年以来4月10日から1週間を「婦人週間」として婦人の地位向上のために年ごとにテーマを設定して特別活動を実施しているが、特に、「国際婦人年」に続く「国連婦人の十年」の期間においては、「国内行動計画」等の趣旨に沿った啓発活動を行っている。

1975年以降の婦人週間のテーマは、1975~80年については、男女の権利と責任の平等を促進し、経済・社会・文化の発展と国際友好、平和の増進に婦人が貢献することを強調するため、「男女の平等と婦人の社会参加をすすめる」とし、1981~84年については、社会の発展のためにあらゆる分野への相互理解と協調を基盤とした男女の共同参加を進めるため、「あらゆる分野への男女の共同参加」とし、更に1986年には、「女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう」として、関係官公庁、婦人団体、労働団体、経営者団体、報道機関等の協力を得て、全国において講演会、討論会、講座等多彩な活動を実施している。

### (2) 男女雇用機会均等月間による広報

労働省では、男女雇用機会均等法の施行初年度である

1986年度より、同法の公布日(1985月6月1日)を記念し、6月を男女雇用機会均等月間として、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保及び女子の職業能力の開発と有効活用について、労使を始め社会一般の認識と理解を深めるための特別活動を実施しており、

- (イ) 報道機関等を通じての広報活動
- (ロ) 事業主、使用者団体、労働団体等に対する男女雇用機会均等法等の周知及び女子労働者の雇用管理改善のための啓発、指導

(ハ) 男女雇用機会均等推進全国会議の開催等を通じ男女雇用機会均等法の趣旨、内容についての周知徹底を図り、企業における女子に対する雇用管理を法の要請に沿つて見直し、改善への取組みを促している。

### (3) 人権週間による広報

国連は、1948年12月10日に世界人権宣言を採択し、毎年、この12月10日を「人権デー」として、すべての加盟国に人権思想の啓発のための行事を実施するよう要請している。法務省は、毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力のもとに、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけている。

人権週間には、全国の法務局・地方法務局及び人権擁護委員(1986年4月1日現在11,500人)を挙げて啓発広報活動を行っているが、特に、1975年からは週間中の強調事項の一つとして「婦人の地位を高めよう」とうたい、全国各地で、①講演会・座談会・映画会の開催、②特設人権相談所の開設、③ラジオ・テレビ及び有線放送による啓発、④新聞・雑誌による啓発、⑤地方自治体の発行する広報紙による啓発、⑥ポスター、リーフレット、パンフレット等による広報その他各種行事により、婦人問題に関する啓発に努めている。

(4) 「国連婦人の十年」世界会議に関連する全国会議の開催

婦人問題企画推進本部は、1980年に、「国連婦人の十年中間年世界会議」の結果の周知を図り、「国連婦人の十年」後半期に取り組むべき課題を明らかにするため、「国連婦人の十年中間年全国会議」を開催し、また、「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議の前後の1984年、1985年には、それぞれ世界会議に向けての気運醸成、世界会議の結果の周知と西暦2000年に向けての展望を図るため、「国連婦人の十年世界会議に向けての全国会議」、「西暦2000年に向けての全国会議—『国連婦

人の十年」最終年一」を開催した。

(5) 婦人問題推進地域会議の開催

1979年以降毎年、婦人問題企画推進本部は、我が国の各地域における国内行動計画の一層の推進を図るため、全国を3地区に分けて、一般婦人及び婦人関係行政担当者を対象に、婦人問題推進地域会議を開催してきた。

(6) その他の広報

1975年の婦人問題企画推進本部発足以来、婦人関係施策に関する広報を、「国内行動計画」に関する報告書及び「婦人問題企画推進本部ニュース」の発行の他、各種資料及び映画の作成により、かつまた、テレビ・ラジオ、新聞・週刊誌などの媒体を通じて、広く行つている。

テレビ・ラジオにおいて、シリーズ「女性は今」を始め、政府が提供する番組に婦人問題、「国連婦人の十年」に関するものの内容を盛り込んだほか、出版関係では「フォト」、「時の動き」等の政府定期刊行物、あるいは新聞、月刊誌、週刊誌等の一般媒体を使用して婦人関係施策の広報や婦人問題に関する啓発を行つた。

第5条(b)

本号の要請は、家庭教育学級の開設、母子健康センターの設置、その他前述の婦人週間ににおける活動の展開(特に

1981～85年)等の各種啓発活動により確保されている。

(1) 家庭教育学級

家庭教育学級は、親や家庭教育に関する学習を一定期間にわたって計画的、継続的かつ集団的に行う事業で、国の援助を受け、市町村レベルで実施されている。家庭教育学級としては、主に学齢期の子供を持つ親を対象とした学級、乳幼児をもつ親を対象とした「乳幼児学級」及び新婚・妊娠期のこれから親になる男女を対象にした「明日の親のための学級」が行われてきた。また、近年就労する母親の増加に伴う共働き家庭が増加し、子育てと職業の両立という課題が生じているため、1986年度から、共働き家庭の親等を対象とした「働く親のための学級」の開設が奨励されている。

(2) 家庭教育資料の作成

経済社会の進展に伴う婦人や家庭をめぐる状況の変化の中での家庭教育の課題を把握する上で、特に家庭教育学級等の企画・実施に携わる者の参考に資するため、文部省は1985年「現代の家庭教育—乳幼児期編」という家庭教育資料を作成した。同資料では、家庭教育における父親の役割及び性差にとらわれない家庭教育の必

要性等が強調されている。例えば、我が国において急増している共働き家庭について家事や育児は夫と妻の共同責任として分担を十分に話し合い、共働きが子供に肯定的に受けとめられるよう配慮することの重要性、及び経済社会の進展、ライフサイクルの変化に応じて男女に期待する役割も変容していくことを念頭においた子育ての在り方等に言及している。

同資料は、一般に市販され、本条の趣旨徹底に役立てられているところ、文部省では同資料に続き「小学校期編(低・中学年編)」の作成も目下進めている。

### (3) 母子健康センター

母子健康センターは、市町村における母子保健の向上と推進を図るため、妊娠婦、乳幼児の保健指導、栄養指導、受胎調節実地指導等とあわせて助産を行う総合的保健施設として、農山地区等の医療機関の乏しい地域を主な対象として設置されている。母子健康センターには、助産部門及び保健指導部門併設のものと保健指導部門単独のものと2種あるが、特に指導部門では、母性に関する各種健診、相談指導、母子保健教育等が行われており、市町村における母性保健事業の拠点となっている。

(4) 妊産婦保健指導事業

妊娠婦に対し適切な保健指導をする目的で、市町村レベルの事業とし、婚前学級、新婚学級、母親学級、育児学級などの集団指導と、保健婦の訪問による個別指導が実施されている。

(5) 健全母性育成事業

都道府県レベルの事業として、思春期の男女を対象とし、個別相談及び講習会が実施されている。これは、性に関する悩みを始めとする保健上の問題に対する相談に応じるとともに、母性保健知識の普及を行い、もつて母性の健康を増進することを目的としている。

## 第6条

(1) 我が国は、1958年、本条と同趣旨の「人身売買及び他人の売春からの搾取を禁止する条約」に加入している。

(2) 同条約への加入にあわせ1958年には売春防止法が施行され、1962年、1983年及び1985年に一部が改正され、現在に至っている。

同法の概要は次の通り。

(イ) 売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることを宣言し、売春の違法性・反社会性を明らかにした。

- (口) 本法の目的は、売春を未然に「防止」することにあり、これを達成するための手段としては単なる売春行為そのもの(以下「単純売春」という。)を刑罰で抑制する方法をとらず、売春を助長する各種の行為及び単純売春に関する行為のうち公衆の目にふれるような方法で勧誘する等第三者に迷惑を及ぼすような外形的行為を処罰することとした。
- (イ) 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならないとして、単純売春及びその相手方となることを禁止した(第3条)が、この禁止に対する罰則を設けていない。
- (二) 性行又は環境に照らし売春を行うおそれのある女子に対しては、補導処分及び保護更生の措置を講ずることができたこととした。
- (3) 我が国においては、上記に加え、売春等と結びつきやすい営業を規制していくとの見地から、1985年2月風俗営業等取締法が改正され、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律として1985年2月から施行されているところであり、また、売春防止に関する啓発、広報活動及び性教育等により性に関する環境浄化活動が展開されている。

## 第7条

本条は、「婦人の参政権に関する条約」を念頭において作成されたもので、自國の政治的及び公的活動への参加に際しての女子に対する差別を撤廃するため選挙権及び被選挙権、公職就任権等を確保するため、すべての適当な措置をとることを求めているところ、我が国は、上記条約を1955年に批准している。

## 第7条(a)

我が国においては、選挙権は、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は長の如何を問わず、憲法その他により男女平等に保障されているところである。

憲法第15条は国民の公務員選定及び普通選挙を保障しているほか、憲法第44条は両院議員の選挙権の平等を特に規定している。さらに、憲法のこの趣旨は、公職選挙法第9条並びに地方自治法第11条及び第18条に反映されている。

他方、男女別投票率をみると、一般に、昭和40年代、特に昭和43年7月の参議院議員選挙以降、国、地方双方について女子の方が男子に比し高い投票率を示しているものの、被選挙権を行使し、国会議員又は地方議員になっている女子の数は少なく、各々29人(1986年7月)、

1,078人(1984年12月)で、全議員に占める比率は同じく  
3.8%、1.6%にとどまっている。

#### 第7条(b)

公職就任に関しては、一般職の国家公務員については  
国家公務員法第27条及び第46条により、また、一般職の  
地方公務員については地方公務員法第13条及び第19条  
により、性別による差別が禁止されている。

他方、我が国の国家公務員採用(一般職)においては、  
1975年には女子の受験を制限している職種は12あつた  
が、航空管制官、国税専門官、皇宮護衛官等11種職の門  
戸が開放され、現在では1職種を残すのみとなつた。

この職種は、主として郵便についての内勤事務に従事  
するが、この勤務には、深夜、交替制など変則的な勤務  
を伴うのに対し、現行法令上、同職種が女子の夜業禁止  
の適用除外とされていないことによる。

以上その他、国家公務員特別職の区分中、これまで女子  
に受験資格を認めていなかつた防衛医科大学校につい  
て1984年の入学試験から女子にも受験を認める等、自衛  
隊においても婦人自衛官の活躍の場は着実に拡大して  
おり、今後とも防衛庁は婦人自衛官を積極的に登用する  
こととしている。

### 第7条(c)

結社の自由は、憲法第21条により男女に等しく認められている。

### 第8条

1975年に採択された「世界行動計画」を踏まえて1977年に婦人問題企画推進本部が決定した「国内行動計画」においては、国際分野の政策決定への婦人の参加の促進について言及しており、これに基づき、各種国際会議への婦人の参加、国連、専門機関等の職員への婦人の進出を促進すべく努力が行われている。

#### (1) 国際会議への婦人の参加の促進

我が国においては、国際会議への政府代表団について、その会議の性格等を勘案し男女を問わず最も適格な者を任命している。また、国連総会第3委員会に1958年以来一貫して民間婦人を「政府代表」、「政府代表代理」又は「顧問」の資格で派遣している。なお、「国連婦人の十年」の間、女子公務員及び婦人の管理職員数の増加に伴い、各種国際会議に対する政府代表団等の婦人メンバーは漸増傾向を辿っている。

—我が国の婦人が参加した主な国連関係会議の例—

(1975年以降、代表又は代表代理)

国連総会(代表、代表代理)

国連軍縮特別総会(代表)

国連経済社会理事会(代表代理)

エスカップ総会(首席代表、代表代理)

国連海洋法会議(代表代理)

国連人権委員会(代表、代表代理)

国連多国籍企業委員会(代表)

国連婦人の地位委員会(代表、代表代理)

国際技術移転行動規範国連会議(代表代理)

高齢者問題世界会議(代表)

国際人口会議(代表代理)

世界婦人会議(首席代表、代表、代表代理)

ILO総会(代表代理)

ユネスコ総会(代表)

万国郵便連合大会議(代表代理)

ユニセフ執行理事会(代表)

(2) 国際機関への婦人の参加の促進

外務省では、1974年に国際連合局に国際機関人事センターを設置し、国際機関の空席情報の収集、応募者の募集、応募者へのアドバイス等に努めており、特に婦人の国際機関への応募を広く呼び掛けている。

また、外務省は、将来国際公務員として働くことを希望する若い人達のために、外務省がスポンサーとなつて一定期間各国際機関で職員として勤務する、いわば実地研修の機会を設けており(アソシエートエキスパート)、毎年この制度による選抜、派遣を行つてゐる。この制度で1986年4月現在各機関に派遣されている者86名のうち34名が女性である。これら派遣者は、任期終了後正規職員として採用されるケースが多く、国際機関に勤務する邦人女性職員の増大を図るためにも、この制度を活用して優秀な若い女性を各機関に送りこむべく努めている。

—国連機関、専門機関への婦人の参加状況—

(1985年12月末現在)

機 関 名	日本 入 組 数	うち 女 性
国際連合事務局 (U N)	80	21(26.3)
国連貿易開発会議 (UNCTAD)	10	2(20.0)
国連開発計画 (UNDP)	36	16(44.4)
国連人口活動基金 (UNFPA)	7	4(57.1)
国連環境計画 (UNEP)	17	3(42.9)
国連難民高等弁務官 (UNHCR)	21	7(33.3)
国連児童基金 (UNICEF)	28	14(50.0)
国連工業開発機関 (UNIDO)	19	1(5.3)
国連大学 (U NU)	11	3(27.3)
アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP)	34	6(17.6)
国際労働機関 (ILO)	31	6(19.4)
国連食糧農業機関 (FAO)	40	4(10.0)
国連・FAO世界食糧計画 (WFP)	4	1(25.0)
国連教育科学文化機関 (UNESCO)	25	8(32.0)
世界保健機関 (WHO)	37	4(10.8)
国際民間航空機関 (ICAO)	4	1(25.0)

## 第9条

我が国の改正前の国籍法においては、出生による国籍の取得につき父系主義を採用していること及び日本人と婚姻した外国人配偶者の帰化条件に男女差があることが、条約との関係で検討課題とされていたが、1984年の第101国会において以下のように改正された。

### (1) 帰化条件

日本国民の配偶者の帰化条件について、従来は、外国人夫が帰化する場合は普通の帰化条件のうち居住条件を5年から3年に緩和するのみであるが、外国人妻が帰化する場合はこれらの条件が免除されていた。改正後の国籍法では、この差異を解消し、日本国民の配偶者である夫の場合も妻の場合も同一の帰化条件とした。すなわち、居住条件について、いずれも最低3年以上日本に居住していなければならぬが、その婚姻が3年以上継続している場合には、1年以上の居住で足りるものとされた。

### (2) 父母両系主義の採用

出生による国籍取得について、従来は、子は、出生時に父が日本国民の場合に日本国籍を取得するものとしていたが、改正後の国籍法は、出生時に父又は母のいず

れかが日本国民の場合、子は日本国籍を取得するとした。したがつて、従来では、外国人男と日本人女との婚姻によって生まれた子は日本国籍を取得しなかつたが、改正法施行後の出生子は、このような場合にも、日本国籍を取得することとなつた。

第10条(a)～(h)

(1) 我が国の憲法第26条は、教育を受ける権利及び教育を受けさせる義務等につき規定しており、また、憲法の精神にのつとり、日本の教育の基本を確立すべく教育基本法が置かれている。

この教育基本法のもとに学校教育法、社会教育法等、各種法律が制定されているところ、学校教育については学校教育法に基本的事項が定められている。

学校教育としては、初等中等教育として、小学校、中学校(各々6年、3年、いずれも義務教育)及び高等学校(3年又は4年)が、また高等教育としては大学、短期大学、高等専門学校、大学院が存在しているが、その他、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを目的とする教育機関として、専修学校が後期中等教育及び高等教育において重要な役割を果たしている。

以上が我が国の学校教育の主な体系であるところ、前述の教育基本法第3条には、教育の機会均等をうたつた「すべての国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。」という条文が置かれており、これに基づき、学校教育法及び同規則の下で男女に等しく修学の機会及び資格の取得が保障されている。また、奨学金その他の修学援助についても、男女同一の機会が与えられている。

(2) このような法的枠組みの下、学校教育において男女平等は推進されてきたが、これまで女子が一般的に負ってきた役割等の歴史的、伝統的な背景等のため、若干の男女異なる取扱いが教育的配慮として一部行われてきていた。

しかし、これらの問題についても、今回の条約批准もあり、以下のように改めてきている。

(イ) 以前は女子の入学を認めていなかつた商船関係の国立大学及び高等専門学校について、1980年に東京商船大学が女子の入学を認め、1982年には神戸商船大学、1985年には5つの商船高等専門学校も同様

に改めた。

(ロ) 本条(b)の「同一の教育課程」上、一部これにそ  
ぐわない扱いがなされていたため、現在、その手直  
しのための作業が進められている。

我が国の教育課程の基準作成については、学校教  
育法の規定があり、これを根拠に学校教育法施行規  
則及び学習指導要領(文部大臣の告示)が作成され  
ている。

学習指導要領は、男女平等原則にのつとり男女同  
一の規定になつてゐるが、家庭科教育については、  
高等学校の「家庭一般」については女子のみ必  
修、男子選択の扱いとなつてゐる他、中学校の「技  
術・家庭科」についても男女で履習内容が異つてい  
る(男子は技術系列重視、女子は家庭系列重視)。

他方、本条約上はかかる取扱いの差は認められて  
いないため、見直しのための検討が行われた結果、  
1984年末、文部省の「家庭科教育に関する検討会  
議」が報告をまとめ、そこにおいてこれらの男女異  
なる取扱いを改めていくとの結論が明らかにされ  
ている。

これを受けて文部省は、この報告の趣旨が現在行

われている教育課程審議会の審議を経て、次期の教育課程の基準の改訂の際に反映されるよう対処することとしており、数年後には現在の学習指導要領上の男女異なる取扱いも改められ、我が国においても教育課程についての機会が男女同一となることが予定されている。

(3) このように改めるべき点は残っているものの、我が国においては男女共かなりの水準の教育を享受している。

すなわち、我が国において、小学校、中学校の義務教育を受けている者は、義務教育該当年齢人口の99.99%を占め、国際的にみても極めて高い就学率となっている。

また、1986年3月の中学校卒業者のうち、高等学校等へ進学した者の比率(進学率)は、女子が95.3%、男子が93.1%となっており、女子の方が男子に比べ高くなっている。

他方、大学、短期大学への進学率は、1986年では女子が33.5%、男子が35.9%と男子の方が女子に比し高くなっているが、1975年については女子は32.4%、男子43.0%、1980年は女子33.3%、男子41.3%

となつていたことからも明らかなように、男女間の進学率の差は漸次縮小する傾向にある。

(4) また、学校教育以外の社会教育において学習の機会の場を充実することは、女子の能力開発、多様な学習要求に応えるという意味においても重視すべきものであるところ、我が国においては社会教育法を中心にして、各種教育が行われている。

社会教育としては、従来から国立婦人教育会館を始めとする婦人教育施設、公民館等における各種学習活動の振興、大学で開設された公開講座の拡充等が行われてきている他、1983年4月には、テレビ、ラジオ放送を効果的に活用した大学教育を実施することにより、生涯教育機関として新しい教育システムを設立するものとして、放送大学が設立され、1985年4月より学生を受け入れ、好調なスタートを切っている。(第3条参照)

(5) 我が国では、国連婦人の十年中間年世界会議で採択された「国連婦人の十年後半期行動プログラム」を国内施策に活かすべく策定した「婦人に関する施策の推進のための『国内行動計画』後期重点目標」において、生涯を通じた教育、訓練の機会の整備の必要性

を明確に規定し、かつ本条約第10条(c)の男女の役割についての定型化された概念を撤廃するとの趣旨を前述の学習指導要領上もとり入れてきている。

すなわち、学習指導要領では、例えば小学校の家庭科の内容として「家庭における家族の立場や役割を理解させ、自分の分担できる仕事の仕方を工夫し、家庭における仕事に協力できるようとする」旨規定されているのを始め、中学校社会科、道徳、高等学校社会科、その他ホームルーム等で男女平等の問題、個人としての生き方に関する問題として男女の特性と相互の在り方についての理解を取り扱うこととしている。

また、社会教育においても、婦人教育施設で行う事業の他、国の補助を受けて市町村が行う婦人教育事業においても、婦人問題学習講座が開設される等、男女相互のあり方について考える教育の場が用意されている。

(6) 以上その他、本条は、職業訓練における差別の問題もとりあげているところ、我が国においては、職業能力開発促進法が基本法になっている。

このうち、国、都道府県及び市町村が同法に基づき設置する職業訓練校、職業訓練短期大学校、技能開発

センター及び身体障害者職業訓練校を総称して公共職業訓練施設としているところ、これら施設においてはいずれも男女平等に入校資格が定められている。

加えて、第4条の項で既に紹介したように、母子家庭の母等及び寡婦に対しては、そのために職業相談員を配置し、かつ、公共職業安定所の指示により公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し訓練手当を支給する等、職業指導面も含め各種手厚い措置を講じている。

また、民間企業における職業訓練については、男女雇用機会均等法第9条において、教育訓練における女子に対する差別の禁止につき規定が設けられている。

(詳細は第11条参照)

#### 第11条1項(a)～(d)、(f)

(1) 我が国の雇用の分野における男女平等については、従来から公務員については国家公務員法、地方公務員法に男女平等規定が置かれているが、民間分野については賃金につき女子を差別することを禁じた規定が労働基準法に明記されている(船員法にも同様の規定がある。)ことを除き、募集、採用配置、昇進等雇用のその他の面における女子に対する機会均等確保のた

めの法的枠組みは存在していなかった。このため、我が国においては、本条約批准のための条件整備の一貫として、雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進を図るための法制の整備を行い、この整備法は、1985年5月第102国会で可決成立した。

この整備法は、主として、勤労婦人福祉法(昭和47年法律第113号)を大幅に改正した「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という)と、労働基準法の一部改正部分から成り立っている。

前者については、企業の募集及び採用から定年、退職及び解雇に至る雇用管理において男女の均等な機会及び待遇を確保するために必要な事業主の責務として、募集、採用、配置、昇進における男女の均等取扱いについては努力規定、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇における女子であることを理由とする差別的取扱いについては禁止規定とともに、都道府県婦人少年室長の助言、指導、勧告、機会均等調停委員会の調停といった紛争解決のための措置を新たに設けている。このうち、機会均等調停委員会は、

調停の中立性・公平性を担保するために第三者機関によることが適当であるとして、今回新たに都道府県婦人少年室に置かれた行政機関であり、簡易迅速な紛争の解決を図ることが目されている。

また、同法の実効担保のため、事業主に対し努力義務を課した事項については、事業主に対する具体的な努力目標を明示した指針を作成した。同指針は1986年1月末策定されており、その中で、募集、採用の対象からの女子の排除、女子に不利な募集、採用条件の設定等について事業主に改善を求めることがとされた。

しかし、俳優、モデル等業務の性質によるもの、及び労働基準法の規制により女子に対し男子と均等な取扱いをすることが困難と認められるもの等は、同指針の適用除外とされている。

後者の労働基準法の改正は、女子の時間外労働、休日労働、深夜業の規制を一定の指揮命令者及び専門業務従事者について廃止する等、母性保護措置以外の女子保護措置の廃止ないし緩和をその内容としており、女子に対する差別を撤廃し、女子の能力発揮や職業選択の幅を拡大し、男子との均等な機会及び待遇の確保を促進することを目的としている。また、女子自身の

健康の確保及び次代を担う者の健全な育成の観点から、産前産後休業期間の延長、妊娠婦が請求した場合の時間外労働禁止等、母性保護措置の拡充が行われた。

この男女雇用機会均等法及び改正労働基準法は1986年4月1日より施行されており、同法の趣旨の周知徹底を図るため、労働省では新たに6月を「男女雇用機会均等月間」として定め、啓蒙、啓発に努めている。

以上その他、労働基準法の対象外となつてゐる船員及び国家公務員の労働基準を定めた船員法及び人事院規則についても、労働基準法と同様、母性保護措置を拡充しつつそれ以外の女子保護措置の見直しが行われた。(なお、船員については、1986年3月に指針が策定されている。)

(2) 上記とは別に、賃金については、従来から労働基準法第4条、船員法第6条等に性差別禁止規定が設けられており、また、我が国は1967年には「同一価値の労働について男女労働者に対する同一報酬に関する条約」(ILO第100号条約)を批准している。

第11条 1 項(e)

我が国の社会保障制度としては、厚生年金法、国民年金法等による年金保険、雇用保険法に基づく雇用保険、健康保険法、国民健康保険法、労働者災害補償保険法、船員保険法等に基づく医療保険、労災保険等があるところ、いずれも男女平等に適用され、女子に対する差別は存在しない。

なお、我が国の社会保障制度においては、若干の男女異なる取扱いが存在するが、これらはいずれも女子を男子に比べ有利に扱っている。これは、女子の方が雇用実態等に鑑みて生活面で問題が生じる場合が多い現状を反映しているにすぎず、差別効果は認められない。

第11条 2 項(a)及び(b)、(d)

(1) 母性を保護するための特別保護措置は、働く女子労働者自身の健康のためのみならず、次代を担う者の健全な育成という社会的見地からも重要なものであり、従来から我が国においては妊娠婦の危険有害業務の就労制限等各種措置が講じられており、今般の本条約批准を契機に更に一層の拡充が図られた。

妊娠、母性休暇を理由とする解雇等については、男女雇用機会均等法上明文の禁止規定が設けられ、また、労働基準法改正により、この重要な母性保護措置を更に充

実するという観点から、6週間であつた産前休業を多胎妊娠の場合に10週間、同じく6週間であつた産後休業を8週間(うち強制休業期間は6週間、以前は同5週間)へと拡充し、人事院規則にも同様の改正(多胎妊娠の場合の10週間については、1974年に実施済)が行われた。また、船員についても、改正前の船員法上産前産後の休業はともに6週間であつたのが、今次改正により、産前については妊娠期間中、産後については8週間(うち強制休業期間は6週間)となつた。

これら母性休暇の拡充にあわせ、母性休暇中の所得補償についても期間の延長を図るべく、健康保険法、船員保険法が改正された。

#### 第11条2項(c)

我が国においては、保育所については、児童福祉法により、都道府県、市町村及び民間に対して、保育所の創設、増築、改築など施設整備に国庫補助を行つている。また、事業所内の保育施設についても、児童手当法により事業主が設置する同施設の整備等の事業に国庫補助を行つてゐる他、雇用促進事業団による託児施設設置等の資金貸付を行うことにより、保育施設網の設置・充実を図つてゐる。

近年の既婚婦人の職場進出、女子労働者の勤続年数の增加、核家族化等の家族構成の変化等は保育所に対する需要を量的に増加させてきたが、毎年保育所につき積極的な整備が進められた結果、1975年4月現在18,009カ所、167万6,720人の保育所定員が1984年4月現在では22,881カ所、211万5,491人の定員にまで整備され、全国的にはほぼ必要な水準に達しているものと思われる。

今後は、人口急増地域等を中心に必要な整備を図りつつ、地域的偏在の解消を図り、かつ量から質への転換を図り、保育ニーズの多様化に対応して延長保育等の問題に積極的に取り組んでいく必要がある。

また、有配偶女子労働者の増加に伴い、雇用上の身分を失うことなく、育児のため一定期間休業することでのできる育児休業制度実施についての事業主の努力義務が男女雇用機会均等法に規定されている。

#### 第12条1項

我が国では、保健の分野において女子に対する差別はない。具体的には、健康保険法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法等により、男女同一の医療給付及び現金給付が行われている。

## 第12条 2 項

- (1) 我が国における妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービスとしては、次のものが挙げられる。
- (イ) 健康保険法等の社会保険による出産手当金、分べん費、配偶者分べん費の支給
- (ロ) 母子保健法による保健指導、健康診査等
- (ハ) 男女雇用機会均等法による妊娠中、出産後の女子労働者の健康管理に関する配慮
- (2) 「妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養」については、母子保健法に基づき、市町村が妊産婦に対して栄養の摂取につき必要な援助を行つてゐる。

## 第13条

- (1) 家族給付とは、我が国においては、児童手当がこれに該当するが、児童手当法の受給者認定の基準は、児童の監護の有無、同一の生計如何及び生計の維持の程度となっており、性による区別はない。また、その他の社会保障分野においても、女子に対し差別となる取扱いは存在しない。
- (2) 金融上の信用についての権利については、法制度上男女差別は存在しておらず、例えば、銀行等から融資を受ける際、男女共に同一の担保要件が求められている。
- また、文化的活動に参加する権利についても同様、法

制度上殊さらに男女間に差異は設けられていない。

我が国では、国公立図書館、各種会館等公共施設のうちかなりのものは文化的活動に場や機会を提供しているが、近年、民間の商業ベースで各種文化講座を広く揃えたいわゆるカルチャーセンターが都市部に開設されてきてている。これらの新しい動きの背景には、女子の文化的活動への積極的参加意欲があり、実際に文化的活動により広範に参加しているのは男子よりむしろ女子であるといえる。

#### 第14条

(1) 我が国の農山漁村では、固有的な性による役割分担意識の残存がみられるところ、農山漁村の条件整備の推進にあたってこれが改善されるよう努めている。

##### (イ) 農業経営・技術等の普及教育<sup>6)</sup>

婦人を含む農林漁家及び生産集団に対し、都道府県の農林漁業関係の改良普及員等により経営、技術の普及、指導が行われている。

農業改良普及事業においては、農業改良普及員の巡

---

6) 普及事業は農業改善助長法に基づき、農業活動及び農家の生活に関する実践的かつ有益な知識の交換のために行われている。

巡回指導、各種講習会、農業技術情報の提供等を通じ農業経営、技術の指導を行うとともに、農民研修教育施設においても女子を含む農業後継者に対する実践的教育を行つている。

(ロ) 農山漁家生活の改善

農山漁家生活の改善については、都道府県の生活改良普及員<sup>7)</sup>による農家のライフサイクル・営農設計を考慮した生活設計の樹立、健康生活管理と労働の適正化・効率化、婦人・高齢者の役割向上と自主的な農村生活環境の改善等について巡回指導、各種講習会、生活改善技術情報の提供等を通じ普及、指導を行つている。

(ハ) 農村健康生活管理の促進

生産性の高い健全な農業を営むためには、婦人を含む農業の担い手の健康の維持増進を図ることが不可欠であることに鑑み、生活改良普及員の指導を通じて農村婦人等農業従事者に対する健康生活管理、地域複合による農業生産体制の推進を担う農業者の健康生

---

7) 生活改良普及員は、農業改善普及センターに所属し、農民と直接接し、農村生活に関する知識の普及のための指導を行つている。

活管理等を行っている。

## (二) 地域社会活動への婦人の参加の促進

農山漁村の固定的な性による役割分担意識に基づく慣行を見直し、農林漁業に従事する婦人を適正に評価し、婦人が誇りと生きがいをもって地域社会活動へ参加することができるよう、婦人の地域における役割の認識・地位向上の推進方策を策定するための婦人対策推進連絡会が開催されている他、婦人の共同学習の場の提供、婦人の自主的学習集団の育成等が図られて

いる。

### (ア) 婦人農業従事者セミナーの開設

家庭及び地域における婦人農業従事者の適正な役割分担の推進において指導的役割を果たす者の育成並びに健全な家庭生活基盤の形成に資するため、婦人農業従事者を対象として1977年度から1984年度にかけて47都道府県において実施された。

### (イ) 農村婦人の家

婦人及び高齢者の相互交流、共同学習、農産加工、健康増進管理、創作活動等の促進又は婦人等の生活改善リーダーの養成に資する拠点施設として設置されている。

(1) 農村婦人役割開発促進事業

農村婦人の抱えている農家・農村特有の問題の解決方策を見出し、その問題解決の促進を通じて農村婦人の役割開発を図るため、概ね3年間にわたって農村婦人フォーラム、農村婦人地区実践講座等を開催しており、1985年度から47都道府県において実施している。

(2) 社会保障制度、地域サービスを受ける権利、農協の組合員または役員として参加する資格、農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地改革における権利等に関しては、男女同一の取扱いとなっている。

第15条1項

我が国においては、「法の下の平等」は憲法で保障されている。

憲法第14条

① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第15条2項

(1) 民事に関する事項(契約の締結、財産の管理を含む。)につき定めている民法には、その解釈の基準に言及した

項が設けられており、男女平等が確保されている。

#### 民法第1条ノ2

本法ハ個人ノ尊厳ト両性ノ本質的平等トヲ旨トシ  
テ之ヲ解釈スヘシ

(2) 裁判所における手続き面での男女平等については、憲法において担保されている。

#### 憲法第32条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

#### 第15条3項

法的能力は主として民法の規定により平等に定められており、これに違反する契約は強行法規に違反して無効となる。

#### 民法第90条

公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トス  
ル法律行為ハ無効トス

#### 第15条4項

憲法、民法等における関連項目においては、男女同じ扱いになっている。

#### 憲法第22条

① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転

及び職業選択の自由を有する。

- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由  
を侵されない。

#### 憲法第24条

- ① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が  
同等の権利を有することを基本として、相互の協力  
により、維持されなければならない。
- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚  
並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立  
脚して、制定されなければならない。

#### 民法第752条

夫婦は同居し、互に協力し扶助しなければならな  
い。

#### 第16条

- (1) 我が国の憲法第24条は、家族生活における個人の尊厳  
と両性の平等につき規定しているところ、以下のとお  
り。

#### 憲法第24条

- ① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が  
同等の権利を有することを基本として、相互の協力

により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(2) 本条約第16条が求める婚姻及び家族関係についての男女平等に関しては、この憲法の規定に従い、民法を中心各種法令が存在している。

まず、婚姻については、婚姻最低年令等一部を除き男女同一の規定となつてゐる。民法第731条では、婚姻最低年令を男子18才、女子16才と定めているが、この差は男女の身体的成熟度の差に着目して置かれたもので、男女の役割分担を前提にしているものではなく、婚姻をする権利という点で女子が男子に比べ制限されているものでもない。また、民法第733条は、女子のみに再婚禁止期間(6箇月間)を置いているが、これは、父子関係が混乱することを防止し、子の福祉を守るために設けられているものである。これらの規定の要否ないし当否については、将来民法を改善していくに当たり検討されることくなつてゐる。また、婚姻中及び婚姻解消の際の諸権利についても男女同一の規定が置かれている。

子に関する事項についての親としての権利、養子、子の後見等の問題について、民法は、子の利益を重視するという基本的立場に立脚しつつ、男女を等しく扱っている。

(3) また、我が国においては、子の数及び出産の間隔を決定する男女同一の権利の行使を可能にする手段等として、保健所法、母子保健法等に基づき、婚前学級、家族計画特別普及事業等各種事業が行われている。

(4) 夫及び妻の同一の個人的権利として本条約上特記されている姓に関し、夫婦の氏として民法第750条は「夫婦は、婚姻の定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」旨規定しており、男女同一の取扱いとなつてゐる。

なお、改正前の民法第767条においては、離婚した場合には婚姻によって氏を改めた配偶者は婚姻前の氏に復すとのみ規定していたが、結婚する女子の98%が夫の氏を称するという実態があるため、1975年の国際婦人年及び女子の社会的進出の状況等を背景に、1976年、同条に新たな項が追加され、離婚の日から3ヶ月以内に戸籍法の定めた届出をすることによって婚姻中の氏を引き続き称することもできるようになった。因みに、1983年の本件届出件数は離婚件数の約3割であった。

(付属資料)

女子差別撤廃条約実施状況報告

—統計資料—

(仮訳)

1987年  
外務省

<第7条関係>

1. 衆議院選挙における女子の参加状況

(千人)

選挙の実施された時期	当日有権者数		投票者数		投票率(%)	
	女	男	女	男	女	男
1960年11月	28,351	25,962	20,193	19,731	71.2	76.0
1963年11月	30,398	27,884	21,285	20,178	70.0	72.4
1967年1月	32,748	30,245	23,997	22,609	73.3	74.8
1969年12月	35,799	33,461	24,746	22,704	69.1	67.9
1972年12月	38,099	35,671	27,606	25,330	72.5	71.0
1976年12月	40,203	37,724	29,769	27,468	74.1	72.8
1979年10月	41,368	38,802	28,363	26,159	68.6	67.4
1980年6月	41,754	39,171	31,465	28,878	75.4	73.7
1984年12月	43,449	40,804	29,674	27,567	68.3	67.6
1986年7月	44,585	41,842	32,331	29,377	72.5	70.2

自治省調べ

## 2 参議院選挙における女子の参加状況

(千人)

選挙の実施された時期	当日有権者数		投票者数		投票率(%)	
	女	男	女	男	女	男
1965年 7月	31,044	28,500	20,529	19,371	66.1	68.0
1968年 7月	34,177	31,710	23,573	21,845	69.0	68.9
1971年 6月	36,766	34,412	21,811	20,349	59.3	59.1
1974年 7月	38,905	36,451	28,646	26,512	73.6	72.7
1977年 7月	40,410	37,911	27,987	25,648	69.3	67.7
1980年 6月	41,754	39,171	31,441	28,858	75.3	73.7
1983年 6月	43,162	40,520	24,647	23,050	57.1	56.9
1986年 7月	44,585	41,842	32,296	29,347	72.4	70.1

自治省調べ

3. 婦人国會議員数

	国會議員数			衆議院議員			参議院議員		
	婦人 議員数	総数	婦人 議員の 比率	婦人 議員数	総数	婦人 議員の 比率	婦人 議員数	総数	婦人 議員の 比率
1970年1月	21	733	% 2.9	8	486	% 1.7	13	247	% 5.6
1975年10月	25	726	3.4	7	475	1.5	18	251	7.2
1980年7月	26	762	3.4	9	511	1.8	17	251	6.8
1983年12月	26	759	3.4	8	511	1.6	18	248	7.3
1984年9月	27	757	3.6	8	508	1.6	19	249	7.6
1986年7月	29	763	3.8	7	512	1.4	22	251	8.8
1987年3月	29	760	3.8	7	509	1.4	22	251	8.8

衆議院・参議院各事務局調べ

4. 統一地方選挙における投票率

(%)

	1975年		1979年		1983年		1987年	
	女	男	女	男	女	男	女	男
知 事	73.1	70.7	65.2	62.9	64.9	61.4	61.6	57.9
都道府県議会議員	75.0	72.8	70.5	67.9	69.9	66.9	68.4	64.9
指定都市市長	71.5	67.5	70.8	66.3	73.8	68.0	69.4	64.3
指定都市市議会議員	66.5	62.3	60.0	55.5	62.6	57.3	61.0	55.5
市 長	78.5	75.1	77.3	73.3	74.4	70.2	72.4	68.0
市議会議員	79.5	75.5	78.3	73.8	77.6	72.7	72.6	67.9
特別区長	58.1	52.6	58.3	52.3	56.9	50.4	53.8	47.6
特別区議会議員	58.2	52.8	59.1	53.1	57.7	51.1	54.1	47.8
町 村 長	92.2	90.2	90.9	88.8	93.1	90.5	91.0	88.3
町村議会議員	93.7	91.6	93.6	91.2	93.5	90.8	91.7	88.7

自治省調べ

5. 地方議会における婦人議員数

	都道府県議会			市 議 会			町 村 議 会			特 別 区 議 会			合 计		
	総 数	婦 人 議 員 数	婦 人 議 員 の 比 率	総 数	婦 人 議 員 数	婦 人 議 員 の 比 率	総 数	婦 人 議 員 数	婦 人 議 員 の 比 率	総 数	婦 人 議 員 数	婦 人 議 員 の 比 率	総 数	婦 人 議 員 数	婦 人 議 員 の 比 率
1975年	2,828	32	% 1.1	20,167	360	% 1.8	48,220	217	% 0.5	1,088	72	% 6.6	72,303	681	% 0.9
1980	2,833	34	1.2	20,080	441	2.2	47,221	274	0.6	1,073	73	6.8	71,207	822	1.2
1984	2,871	35	1.2	19,888	586	2.9	45,760	377	0.8	1,059	80	7.6	69,578	1,078	1.6
1985	2,857	38	1.3	19,729	601	3.0	45,293	390	0.9	1,032	73	7.7	68,911	1,102	1.6
1986	2,811	39	1.4	19,599	632	3.2	44,827	404	0.9	1,029	79	7.7	68,266	1,154	1.7

自治省調べ

6 婦人の大臣

(歴代の婦人の大臣)

	在 任 期 間
厚生大臣	1960.7.19~1960.12.8
科学技術庁長官	1962.7.18~1963.7.18
環境庁長官	1984.1.1~1985.12.28

総理府調べ

7. 婦人の政務次官

(1975年以降)

	在 任 期 間
北海道開発	1974.12.12～1975.12.26
厚 生	1975.12.26～1976.9.20
"	1976.12.27～1977.1.28
環 境	1977.1.30～1978.1.27
"	1978.1.21～1979.1.19
"	1979.1.13～1980.7.17
科 学 技 術	1981.1.2～1982.1.27
外 務	1984.1.1～1985.1.28

総理府調べ

8. 国家公務員の課長クラス以上への女子の登用状況

	国家公務員数			局長クラス			課長クラス		
	総数	女子	女子の比率	総数	女子	女子の比率	総数	女子	女子の比率
1975年 (昭49年度)	246,848	34,518	14.0%	1,271	1	0.1%	5,667	19	0.3%
1980年 (昭54年度)	248,659	34,828	14.0	1,559	3	0.2	6,459	39	0.6
1985年 (昭59年度)	245,386	34,574	14.1	1,623	2	0.1	6,815	47	0.7
1986年 (昭60年度)	243,549	34,383	14.1	1,606	4	0.2	6,632	39	0.6

注：国家公務員数=行(+)十指定職（昭和60年度には新設の専門行政職を含む。）

9. 地方公務員数（一般行政職）

	総 数	女	女子の比率
1978年	1,001,175	307,871	30.8%
1984	1,052,547	320,617	30.5
1985	1,050,254	319,340	30.4
1986	1,048,440	318,804	30.4

自治省調べ

10. 審議会等における婦人委員

	委員が任命 されている 審議会数	婦人委員を 含む審議会 数	婦人委員を 含む審議会 の比率	委員数	婦人委員数	婦人委員 の比 率
1975年	237	73	30.8%	5,436	133	2.4%
1980年	199	92	46.2	4,504	186	4.1
1985年	206	114	55.3	4,664	255	5.5
1986年	206	116	56.3	4,709	273	5.8
1987年	204	121	59.3	4,662	295	6.3

総理府謁べ

11. 裁判官数

	総 数			判 事			判 事 築		
	総 数	女	女子の 比率	総 数	女	女子の 比率	総 数	女	女子の 比率
1977年	2,703	58	2.1%	2,102	31	1.5%	601	27	4.5%
1980年	2,747	76	2.8	2,134	43	2.0	613	33	5.4
1985年	2,792	93	3.3	2,183	49	2.2	609	44	7.2
1986年	2,800	99	3.5	2,191	53	2.4	609	46	7.6

最高裁判所調べ

## 12. 檢察官数

区分年	総 数			検 事			副 検 事		
	総 数	女	女子の比率	総 数	女	女子の比率	総 数	女	女子の比率
1977年	2,103	22	1.0%	1,214	21	1.7%	889	1	0.1%
1980	2,129	25	1.2	1,238	24	1.9	891	1	0.1
1985	2,104	27	1.3	1,230	26	2.1	874	1	0.1
1986	2,110	24	1.1	1,227	24	2.0	883	0	0.0
1987	2,093	26	1.2	1,205	25	2.1	888	1	0.1

法務省調べ

1.3. 政党における女子の参加状況

		党 員 数			党 役 員 数		
		総 数	女	女子の比 率 %	総 数	女	女子の比 率 %
自由民主党	1985年	1,902,814	593,547	31.2	349	5	1.4
	1987	2,516,734	839,530	33.4	447	9	2.0
日本社会党	1985年	65,000	4,500	6.9	47	3	6.4
	1987	85,000	8,900	10.5	47	6	12.8
公明党	1985年	179,000	70,000	39.1	41	2	4.9
	1987	193,000	80,000	41.5	44	2	4.5
民社党	1985年	78,801	4,356	5.5	52	0	0
	1987	88,974	5,654	6.6	56	0	0
日本共产党	1985年	480,000	180,000	37.5	207	27	13.0
	1987	480,000	180,000	37.5	206	30	14.6

各政党事務局調べ

<第10条関係>

14 種別学校数、在学者数(1987年)

	学校数	在学者数		
		計	女	男
幼稚園	15,156	2,016,225 (100.0%)	988,923 (100.0%)	1,027,302 (100.0%)
小学校	24,933	10,226,325 (100.0%)	4,988,720 (48.8%)	5,237,605 (51.2%)
中学校	11,230	6,081,329 (100.0%)	2,968,759 (48.8%)	3,112,570 (51.2%)
高等学校	5,508	5,375,108 (100.0%)	2,666,168 (49.6%)	2,708,940 (50.4%)
盲学校	70	6,432 (100.0%)	2,294 (35.7%)	4,138 (64.3%)
聾学校	107	8,851 (100.0%)	3,876 (43.8%)	4,975 (56.2%)
養護学校	747	80,746 (100.0%)	30,053 (37.2%)	50,693 (62.8%)
高等専門学校	62	50,078 (100.0%)	2,432 (4.9%)	47,646 (95.1%)
短期大学	561	437,643 (100.0%)	397,276 (90.8%)	40,367 (9.2%)
大学	474	1,934,486 (100.0%)	477,387 (24.7%)	1,457,099 (75.3%)
(うち大学院)	288	78,919 (100.0%)	11,413 (14.5%)	67,501 (85.5%)
専修学校	3,152	653,069 (100.0%)	359,247 (55.0%)	293,822 (45.0%)
各種学校	3,918	466,063 (100.0%)	234,852 (55.4%)	231,211 (49.6%)

文部省調べ

(註)

## 学校系統図

学年

年齢

24
18
17
22
16
21
15
20
14
13
18
12
11
10
15
9
8
13
7
12
6
11
5
10
4
9
3
2
1

大学院

(通信制)

大学

短期大学

専修学校

各種学校

盲聾養護学校

高等部

中学部

小学部

高等教育

中等教育

初等教育

就学前教育

高等学校  
(全日制)

中学校

小学校

幼稚園

高等専門学校

(通信制)

定期制

義務

教育

育

6

5

4

3

15. 進学率

(%)

	(1) 高等学校等への進学率			(2) 大学への進学率			(3) 短期大学への進学率		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
1975年	91.9	93.0	91.0	26.7	12.5	40.4	11.0	19.9	26
1980	94.2	95.4	93.1	26.1	12.3	39.3	11.3	21.0	20
1985	93.8	94.9	92.8	26.5	13.7	38.6	11.1	20.8	20
1986	93.8	94.9	92.8	23.6	12.5	34.2	11.1	21.0	1.8
1987	93.9	95.0	92.8	24.7	13.6	35.3	11.4	21.5	1.8

文部省調べ

$$\text{脚 (1) 高等学校等への進学率} = \frac{\text{高等学校等への進学者数} + \text{短期大学への進学者数}}{\text{中学校卒業者数}} \times 100$$

$$\text{(2)及び(3) 大学、短期大学への進学率} = \frac{\text{大学、短期大学への入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業者数}} \times 100$$

16. 大学、短期大学への進学者の構成  
(1987年)

	総 数	大 学	短期大学
総 数	680,591 (100.0%)	465,503 (68.4%)	215,088 (31.6%)
女	322,099 (100.0)	124,509 (38.7)	197,590 (61.3)
男	358,492 (100.0)	340,994 (95.1)	17,498 (4.9)

文部省調べ

## 1.7. 大学在学生の関係学科別構成比

(%)

	1975年		1980年		1985年		1986年	
	女	男	女	男	女	男	女	男
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人文科学	36.2	6.7	35.9	7.4	35.4	7.6	35.6	7.5
社会科学	15.0	49.0	14.7	47.9	15.1	46.1	15.6	46.1
理 学	2.0	3.3	2.2	3.4	2.6	3.7	2.5	3.7
工 学	0.8	25.5	1.3	24.6	2.3	25.3	2.3	25.6
農 学	1.5	4.1	1.8	3.9	2.1	3.9	2.1	3.9
保 健	8.4	4.8	8.9	5.7	9.5	5.9	9.5	5.9
商 船	—	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
家 政	8.1	0.0	8.1	0.0	7.7	0.0	7.6	0.0
教 育	19.6	3.8	18.1	4.6	16.9	4.9	16.6	4.9
芸 術	6.4	1.3	7.1	1.2	6.9	1.2	6.7	1.2
その他	2.0	1.2	1.7	1.1	1.5	1.2	1.5	1.1

文部省調べ

## 18. 学校管理職等への女子の登用状況

		1975年		1980年		1985年		1987年	
		総数	女	総数	女	総数	女	総数	女
小学校	校長	22,638	334 (1.5%)	23,413	476 (20%)	23,748	544 (23%)	23,696	585 (25%)
	教頭	22,453	690 (3.1%)	24,147	806 (3.3%)	24,449	1,040 (4.3%)	24,334	1,554 (6.4%)
	教員総数	415,071	227,258 (54.8%)	467,953	264,932 (56.6%)	461,256	258,212 (56.0%)	448,978	253,836 (56.5%)
中学校	校長	9,360	17 (0.2%)	9,661	19 (0.2%)	10,096	27 (0.3%)	10,216	43 (0.4%)
	教頭	10,249	48 (0.5%)	10,644	55 (0.5%)	11,255	155 (1.4%)	11,293	174 (1.5%)
	教員総数	234,844	69,043 (29.4%)	251,279	80,468 (32.0%)	285,123	96,714 (33.9%)	292,063	101,345 (34.7%)
高等学校	校長	4,376	139 (3.2%)	4,793	125 (2.6%)	5,073	120 (2.4%)	5,148	125 (2.4%)
	教頭	6,128	66 (1.1%)	6,614	73 (1.1%)	7,011	85 (1.2%)	7,146	91 (1.3%)
	教員総数	222,915	37,965 (17.0%)	243,592	43,591 (17.9%)	266,809	49,985 (18.7%)	274,913	52,755 (19.2%)
高等専門学校	校長	64	— (-)	60	— (-)	61	— (-)	61	— (-)
	教授	945	2 (0.2%)	1,182	5 (0.4%)	1,279	4 (0.3%)	1,335	3 (0.2%)
	助教授	1,357	5 (0.4%)	1,415	2 (0.1%)	1,485	4 (0.3%)	1,486	5 (0.3%)
	教員総数	3,691	37 (1.0%)	3,721	29 (0.8%)	3,770	32 (0.8%)	3,841	35 (0.9%)
短期大学	学長	359	62 (17.3%)	351	52 (14.8%)	370	53 (14.3%)	379	52 (13.7%)
	副学長	83	12 (14.5%)	81	8 (9.9%)	89	12 (13.5%)	93	9 (9.7%)
	教授	5,434	967 (17.8%)	5,683	1,209 (21.3%)	6,323	1,525 (24.1%)	6,743	1,661 (24.6%)
	助教授	3,539	1,329 (37.6%)	4,152	1,633 (39.3%)	4,882	1,906 (39.0%)	5,378	2,061 (38.3%)
	教員総数	15,557	5,812 (37.4%)	16,372	6,320 (38.6%)	17,760	6,895 (38.8%)	18,774	7,212 (38.4%)
大学	学長	410	19 (4.6%)	433	20 (4.6%)	446	18 (4.0%)	462	19 (4.1%)
	副学長	63	3 (4.8%)	116	2 (1.7%)	133	2 (1.5%)	147	— (-)
	教授	28,540	871 (3.1%)	33,431	1,217 (3.6%)	37,503	1,615 (4.3%)	39,514	1,817 (4.6%)
	助教授	20,210	1,232 (6.1%)	23,645	1,537 (6.5%)	26,148	1,846 (7.1%)	26,960	1,986 (7.4%)
	教員総数	89,648	7,535 (8.4%)	102,989	8,630 (8.4%)	112,249	9,582 (8.5%)	115,870	9,939 (8.6%)

文部省調べ

19. 社会教育関係施設数

	公民館	公民館 類似施設	図書館	博物館	青少年 教育施設	婦人 教育施設	社会 体育施設
1975年度	15,752	65	1,066	409	601	90	—
1978	16,452	82	1,200	493	696	89	13,662
1981	17,222	163	1,437	578	940	127	19,391
1984	17,520	282	1,642	676	1,031	100	24,605

文部省調べ

20. 社会教育学級・講座数(学習内容別)(1983年度)

	計	青少年対象	成人一般対象	婦人のみ対象	高齢者のみ対象
計	76,015	13,012	32,922	21,074	9,007
教養の向上・情操の陶冶	32,425	5,498	12,230	9,019	5,678
体育・レクリエーション	11,900	4,398	4,196	2,132	1,174
家庭教育・家庭生活	18,950	608	11,205	6,734	403
職業知識・技術の向上	2,812	370	1,490	774	178
市民意識・社会連帯意識	5,819	1,069	2,183	1,535	1,032
その他の	4,109	1,069	1,618	880	542

文部省調べ

27. 設置者別の婦人教育施設数(1984年度)

計	都道府県	市(区)	町	村	組合	法人
100	12	36	13	—	—	39

文部省調べ

<第11条関係>

2.2 労働力人口、就業者数等

		労働年齢 人口	労 働 力 人 口			非労働力 人 口	労 働 力 人口比率	労働力人口 の男女別 構 成 比	失業率
			計	就業者	完 全 失業者				
総 数	1975年	千人 84,430	千人 53,230	千人 52,230	千人 1,000	千人 30,950	% 63.0	% 100.0	% 1.9
	1980	89,320	56,500	55,360	1,140	32,490	63.3	100.0	2.0
	1985	94,650	59,630	58,070	1,560	34,500	63.0	100.0	2.6
	1986	95,870	60,200	58,530	1,670	35,130	62.8	100.0	2.8
女	1975年	43,440	19,870	19,530	340	23,420	45.7	37.3	1.7
	1980	45,910	21,850	21,420	430	23,910	47.6	38.7	2.0
	1985	48,630	23,670	23,040	630	24,720	48.7	39.7	2.7
	1986	49,250	23,950	23,270	670	25,060	48.6	39.8	2.8
男	1975年	40,990	33,360	32,700	660	7,540	81.4	62.7	2.0
	1980	43,410	34,650	33,940	710	8,590	79.8	61.3	2.0
	1985	46,020	35,960	35,030	930	9,780	78.1	60.3	2.6
	1986	46,620	36,260	35,260	990	10,070	77.8	60.2	2.7

総務庁調べ

23. 年齢層別労働率(1986年)

	女	男
全體	48.6%	77.8%
15~19歳	17.2	18.0
20~24	73.8	70.8
25~29	54.5	95.9
30~34	50.0	96.8
35~39	61.0	97.3
40~44	68.8	97.3
45~49	68.1	96.6
50~54	61.7	95.3
55~59	49.9	90.5
60~64	38.6	72.5
65歳以上	15.2	36.2

総務庁調べ

24. 産業別就業者数及び構成比

			総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
就業者数 (千人)	総数 女	1975年	52230	6610	18410	27100
		1980	55360	5770	19260	30200
		1985	58070	5090	19920	32830
		1986	58530	4950	19860	33500
		1975年	19530	3310	5350	10850
構成比 (%)	女	1980	21420	2830	6050	12500
		1985	23040	2440	6510	14000
		1986	23270	2360	6480	14360
		1975年	100.0	12.7	35.2	51.9
		1980	100.0	10.4	34.8	54.6
構成比 (%)	女	1985	100.0	8.8	34.3	56.5
		1986	100.0	8.5	33.9	57.2
		1975年	100.0	16.9	27.4	55.6
		1980	100.0	13.2	28.2	58.4
		1985	100.0	10.8	28.3	60.8
		1986	100.0	10.1	27.8	61.7

総務庁調べ

注 第1次産業…農業、林業、漁業  
 第2次産業…鉱業、建設業、製造業  
 第3次産業…上記以外の産業

25. 業種別女子雇用者数

	1975年		1983年		1986年	
	千人	%	千人	%	千人	%
総 数	11,670	100.0	14,860	100.0	15,840	100.0
農 林 業	80	0.7	110	0.7	110	0.7
漁 業	10	0.1	20	0.1	20	0.1
鉱 産 業	10	0.1	10	0.1	10	0.1
建 設 業	490	4.2	590	4.0	560	3.5
製 造 業	3,610	30.9	4,090	27.5	4,350	27.5
電気・ガス・熱 供給・水道業	40	0.3	50	0.3	40	0.3
運輸・通信業	380	3.3	410	2.8	440	2.8
卸売・小売業、 飲食店	2,900	24.9	3,870	26.0	4,230	26.7
金融・保険業、 不動産業	710	6.1	900	6.1	970	6.1
サ ー ビ ス 業	3,120	26.7	4,460	30.0	4,750	30.0
公務(他に分類 されないもの)	310	2.7	340	2.3	350	2.2

総務庁調べ

26. 専門的・技術的、管理的職業従事者数

	雇用者総数			専門的・技術的 職業従事者			管理的職業従事者		
	総数	女	女子の 比率	総数	女	女子の 比率	総数	女	女子の 比率
千人	千人	%	千人	千人	%	千人	千人	%	
1975年	36,460	11,670	32.0	3,040	1,350	44.4	2,050	110	5.4
1980	39,710	13,540	34.1	3,640	1,760	48.4	2,170	110	5.1
1984	42,650	15,180	35.6	4,430	2,080	47.0	2,100	130	6.2
1985	43,130	15,480	35.9	4,510	2,110	46.8	2,070	140	6.8
1986	43,790	15,840	36.2	4,570	2,170	47.5	2,090	150	7.2

総務庁調べ

② 専門的・技術的職業：

高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事するもの及び医療、法律、教育、宗教、芸術その他の専門的性質の業務に従事するものが分類される。

27. 短期間雇用者数(非農林業)

	総 数			女		
	雇用者数 (千人)	短時間雇用 者数 (千人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)	雇用者数 (千人)	短時間雇用 者数 (千人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)
1975年	35,560	3,530	9.9	11,370	1,980	17.4
1980	38,860	3,900	10.0	13,230	2,560	19.3
1985	42,310	4,710	11.1	15,160	3,330	22.0
1986	42,960	5,030	11.7	15,500	3,520	22.7

総務庁調べ

脚) 短時間雇用者とは調査対象週において就業時間が35時間未満であつた者をいう。(季節的、不規則的雇用者を含む。)

## 28. 配偶関係別女子雇用者数及び構成比

(非農林業)

		総 数	未 婚	有 配 偶	死 別・離 別
実 数 (千人)	1975年	11,590	4,400	5,950	1,250
	1980	13,450	4,370	7,720	1,350
	1985	15,390	4,820	9,110	1,470
	1986	15,740	5,000	9,250	1,480
構 成 比 (%)	1975年	100.0	38.0	51.3	10.8
	1980	100.0	32.5	57.4	10.0
	1985	100.0	31.3	59.2	9.6
	1986	100.0	31.8	58.8	9.4

総務庁調べ

29. 女子労働組合員数

	組 合 員		
	女	総 数	女子の比率
1975年	(千人) 3,446	(千人) 1,247.3	% 27.6
1980	3,378	1,224.1	27.6
1984	3,412	1,235.8	27.6
1985	3,394	1,231.9	27.5
1986	3,385	1,228.0	27.6

労働省調べ

3.0 新規学卒者の初任給額

	中　　卒			高　　卒			高専・短大卒			大卒(事務系)		
	女 千円	男 千円	男女格差 (男=100)									
1982年	81.3	91.0	89.3	97.5	103.4	94.3	106.9	111.2	96.1	119.1	127.2	93.6
1983	86.3	93.0	92.8	100.0	106.2	94.2	109.7	116.8	93.9	124.1	132.2	93.9
1984	89.7	94.6	94.8	103.0	108.8	94.7	113.0	120.0	94.2	128.7	135.7	94.8
1985	91.7	96.2	95.3	105.2	112.2	94.7	117.0	123.6	94.7	133.5	138.9	96.1
1986	93.7	99.7	94.0	108.5	115.4	94.0	120.5	126.5	95.3	138.4	143.2	96.6

労働省調べ

3.1. 標準労働者(高卒)の年齢階級別所定内給与額の男女間格差

年 齢 (歳)	勤続年数(年)	男子に対する女子の所定内給与額の割合(%)				
		1982年	1983年	1984年	1985年	1986年
18~19	0	92.8	92.6	92.2	92.7	92.3
20~24	3~4	88.9	88.8	89.7	90.6	90.1
25~29	5~9	83.6	83.2	83.6	85.4	85.4
30~34	10~14	76.2	76.9	77.0	80.1	79.6
35~39	15~19	72.4	72.9	72.5	74.9	75.7
40~44	20~24	71.1	70.1	70.0	71.0	68.5
45~49	25~29	67.3	69.6	69.1	70.7	69.4
50~54	30~	70.9	72.3	71.4	69.6	70.0

労働省調べ

④ 標準労働者とは、学校卒業後ただちに企業に就職し、同一企業に継続勤務している労働者をいう。

3.2 保育所及び定員数

	保育所数	定 員 数
1975年	18,009	1,676,720
1980	21,960	2,128,190
1985	22,899	2,080,451
1986	22,877	2,050,462

厚生省調べ

3.3. 育児休業制度実施事業所の割合

(%)

		1981年	1985年
全 体		14.3	14.6
業種別	製造業	5.2	4.4
	卸売業・小売業	4.6	7.6
	金融・保険業	3.4	4.4
	運輸・通信業	1.21	1.1.2
	サービス業	4.29	4.0.0
規模別	30~99人	14.3	14.7
	100~499人	13.8	13.9
	500人以上	19.9	20.1

労働省調べ

注 1. 産業別は主要産業を掲げた。

但し、計には全産業が含まれている。

2 サービス業に教育を含む。

3. 民営+公営事業所

<第12条関係>

34 平均寿命

	女(歳)	男(歳)
1965年	72.92	67.74
1975	76.89	71.73
1980	78.76	73.35
1985	80.48	74.78
1986	80.93	75.23

厚生省調べ

35. 死亡率

	件 数 (人)	率(人口千対)	
		女	男
1975年	702,275	5.7	6.9
1980	722,801	5.6	6.8
1985	752,283	5.6	6.9
1986	750,620	5.6	6.8

厚生省調べ

36. 出生率

	出生数 (千人)	出生率 (人口千対)
1975年	1,901	1.71
1980	1,577	1.36
1985	1,432	1.19
1986	1,383	1.14

厚生省調べ

37 合計特殊出生率

	合計特殊出生率
1965年	2.14
1975	1.91
1980	1.75
1985	1.76
1986	1.72

厚生省調べ

38. 乳児死亡率

	出生千対 乳児死亡率
1975年	10.0
1980	7.5
1985	5.5
1986	5.2

厚生省調べ

39. 妊産婦死亡率

	出生十萬對 妊娠婦死亡率
1975年	28.7
1980	20.5
1985	15.8
1986	13.5

厚生省調べ

40. 健康診査実施状況

	妊産婦 受診延人員
1975年	267,149
1980	312,466
1985	252,914
1986	226,923

厚生省調べ

41. 妊産婦保健指導実施状況

	妊 婦		産 婦	
	本年 初回 被指導実人員	被指導 延人員	本年 初回 被指導実人員	被指導 延人員
1975年	717,370	1,171,063	319,050	379,296
1980	565,171	811,123	327,860	389,666
1985	549,629	752,999	363,257	431,380
1986	547,028	738,408	364,826	428,311

厚生省謹べ

<第14条関係>

4.2. 農家数及び農業就業人口

年度	農 家 数(千戸)			農業就業人口(千人)		
	総 数	専業農家	兼業農家	総 数	女	男
1970	5,402(100.0%)	844(15.6)	4,557(84.4)	10,362(100.0)	6,336(61.2)	4,015(38.8)
1971	4,953(100.0%)	616(12.4)	4,337(87.6)	7,907(100.0)	4,932(62.4)	2,975(37.6)
1980	4,661(100.0%)	623(13.4)	4,038(86.6)	6,973(100.0)	4,230(61.7)	2,674(38.3)
1985	4,376(100.0%)	626(14.3)	3,750(85.7)	6,363(100.0)	3,885(61.0)	2,478(39.0)

農林水産省調べ

43. 農林業における従業上の地位別就業者数

(1986年)

	総 数	自営業主	家族従業者	雇用者
女(千人)	2,240 (100.0%)	400 (17.9)	1,740 (77.7)	110 (4.9)
男(千人)	2,260 (100.0%)	1,730 (76.5)	340 (15.0)	190 (8.4)

総務庁調べ

44. 農業協同組合への女子の参加状況

	組合員数			役員数		
	総数	女	女子の比率	総数	女	女子の比率
1980年	5,635	497	8.8	81,059	29	0.04
1983	5,564	548	9.8	78,836	32	0.04
1984	5,548	555	10.0	78,212	33	0.04
1985	5,536	574	10.4	77,490	39	0.05

農林水産省調べ

45. 農村婦人の家設置数 (累計)

	設置数
1977年	32
1980	168
1984	303
1985	335

農林水産省調べ